

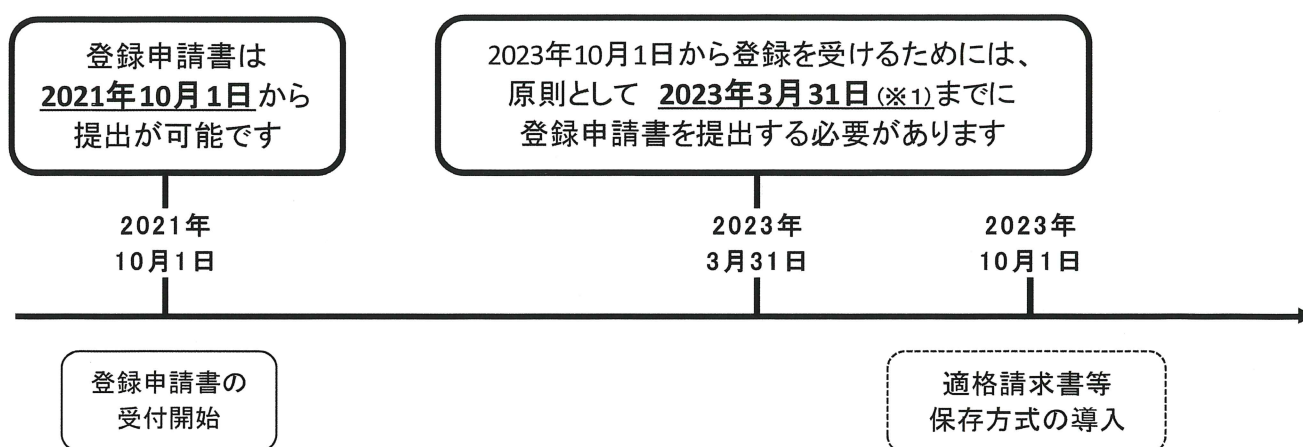
2021年10月1日より

適格請求書発行事業者

(インボイス)

登録申請の受付が開始します！

登録申請スケジュール



(※1) 2023年3月31日までに「登録申請書」を提出することに困難な事情がある場合には、2023年9月30日まで

適格請求書発行事業者の登録とは？

2023年10月1日より「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されます。

適格請求書(※2)を交付することができるのは、適格請求書発行事業者に限定されており、適格請求書発行事業者となるためには、税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出(※3)し、登録を受ける必要があります。なお、**消費税課税事業者でなければこの登録を受けることはできません。**

また、この適格請求書発行事業者の登録を受けるかは**事業者の任意**です。

(※2) 適格請求書とは「売手が買手に対し正確な適用税率や消費税額を伝えるための手段」であり、登録番号のほか、一定の事項が記載された請求書等のことをいいます。請求書や納品書、レシート等、その名称は問いません。

(※3) 税務署による審査を経て、登録された場合は登録番号などの通知が行われます。

なぜ適格請求書を発行する必要があるか？

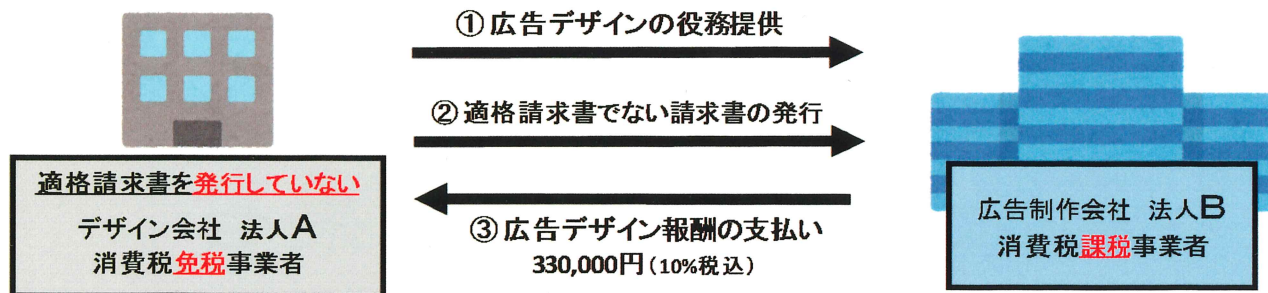
登録を受けた適格請求書発行事業者が発行する「適格請求書」のみが仕入税額控除(※4)の適用を受けられる対象となり、それ以外の請求書類では仕入税額控除を受けることができなくなるためです。

(※4) 仕入税額控除とは、消費税を納める義務のある事業者が、仕入れ代金に含まれる消費税を差し引いて計算できる制度のことをいいます。



「登録申請書」の提出やその時期については
担当者までご相談ください。

適格請求書の発行事業者に登録しないと？ Case I

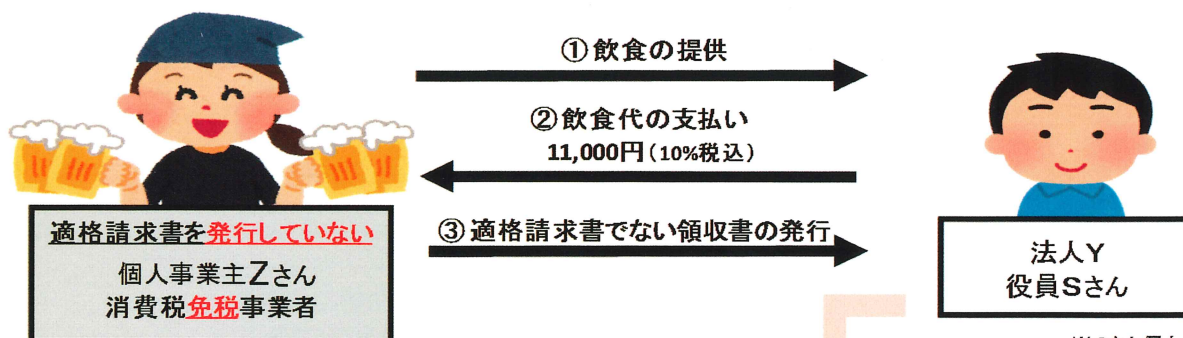


↑ 法人Bから法人Aに
適格請求書発行事業者の登録を行う等の要請がくること または
消費税分の値下げを要求されることが想定されます。

○ 適格請求書発行事業者の登録をすると
法人Aは消費税課税事業者となり、今までは納税していなかった消費税について納税額を計算し、申告・納付をしなければなりません。
⇒ 法人Aにとって消費税分のコスト増

○ 適格請求書を発行してもらえないと
法人Bは消費税の仕入税額控除(30,000円)の適用を受けることが段階的にできなくなります。
⇒ 法人Bにとって消費税分のコスト増

適格請求書の発行事業者に登録しないと？ Case II



↑ 法人Yの役員Sさんから個人事業主Zさんに
適格請求書の発行を要求されることや
役員Sさんの利用が減ることが想定されます。

※ Sさん個人が負担する場合には消費税の影響はありません

④ 会社の「交際費」として精算する場合

○ Case Iと同様に適格請求書発行事業者の登録の有無によりコスト負担の影響があります。



○ 適格請求書でない領収書では消費税の仕入税額控除(1,000円)の適用を受けることが段階的にできなくなります。
⇒ 法人Yにとって消費税分のコスト増

免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

適格請求書等保存方式の開始後は、免税事業者や消費者などの適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。

ただし、**2023年10月1日の制度開始より6年間**は、免税事業者等からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

